

議会運営委員会会議録

(平成28年2月23日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

平成28年2月23日（火曜日）

午前9時00分開会

事 件 （1）平成28年第1回栄町議会定例会の付議事件について

1. 町長提出議案	32件
人事案件	9件
新規条例	1件
条例の一部改正	9件
町道の認定	1件
補正予算	6件
当初予算	6件

（2）諸般の報告について

1. 現金出納の検査結果報告	3件
2. 陳情	1件
3. 議員派遣報告	1件

（3）一般質問について 通告者5名

（4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について

（5）予算審査特別委員会の設置及び運営方法について

（6）その他、議会運営に関すること

出席委員（6名）

委員長 藤村勉君
委員 橋本浩君
委員 山田真幸君

副委員長 松島一夫君
委員 金島秀夫君
委員 大野徹夫君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 大澤義和君

副議長 大野博君

説明のため出席した者

総務課長 長崎光男君

出席議会事務局

事務局長 鈴木正巳君

書記 野平薫君

午前9時00分 開会

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 本日は、平成28年第1回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様及び議長、副議長、また町執行部から長崎総務課長の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、大澤議長よりご挨拶をお願いします。

○議長（大澤義和君） 改めましておはようございます。議運のメンバーの皆さんにはご苦勞様でございます。いよいよ、今期の最後の定例会ということで、準備万端、抜かりなくスムーズにいきますようよろしく願いいたしまして簡単ですけども挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

◎ 審 議

○委員長（藤村 勉君） ありがとうございます。それでは、さっそく審議に入ります。

今定例会の招集日は3月1日、火曜日です。

現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案が32件、その内訳としまして、人事案件9件、新規条例1件、条例の一部改正9件、道路の認定1件、補正予算6件、当初予算6件です。

また、一般質問は5名となっております。

それでは審議の程、よろしくお願いします。

はじめに、町長提出議案32件について、長崎総務課長より説明をお願いします。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 改めましておはようございます。はじめにお詫びでございますけれども、議案第21号から議案第32号で補正予算関係、それから当初予算関係、議案として上程させていただいておりますが、特に補正予算につきまして全会計でございますが、先般、小学校に空調機の機械設備の設置工事ができるようになったということで、その関係で補正予算の組替えを今、しておりまして、誠に申し訳ございませんが補正につきましては今週の金曜日を目途に今、作成中でございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。また、併せまして平成28年度当初予算でございますが、本日、全員協議会終了までには予算書は作成してお手元に届くようにしたいと、今、作成中でございます。併せてよろしくお願いをしたいと思います。それでは、議案の説明に入らせていただきます。

まず、平成28年第1回栄町定例議会提出議案でございます。議案第1号、栄町副町長の選

任について、ということで、所管課は総務課でございます。概要でございますが、副町長の任期満了に伴いまして、栄町副町長を選任すべく、議会の同意を求めるものでございます。これにつきましては現副町長の本橋さんを再任する予定でございます。任期でございますが、平成28年4月1日から4年間ということでございます。

続きまして議案第2号から議案第9号まででございますが、栄町農業委員会委員の任命について、でございます。所管課は農業委員会でございます。概要でございますが、新たに栄町農業委員会委員として任命すべく、議会の同意を求めるものでございます。農業委員の定数につきましては8名となっております、その内訳としましては元農業委員が2名、認定農業者5名、有識者1名となっております。なお、任期につきましては平成28年4月1日から3年間ということでございます。

続きまして議案第10号でございます、栄町行政不服審査法施行条例でございます。新規条例となります。所管課は総務課でございます。概要でございますが、行政不服審査法の改正によりまして、栄町行政不服審査会の設置、不服申立てに係る手数料の額等同法の施行について必要な事項を定めるものでございます。施行日は改正行政不服審査法の施行日と同じく平成28年4月1日からを予定しております。

続きまして議案第11号でございます、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。所管課は総務課でございます。概要でございますが、行政不服審査法の改正によりまして、関係します条例の規定について整備するものでございます。改正条例としましては、7本の条例について整備条例という形で改正するものでございます。なお、施行日につきましては改正行政不服審査法の施行日と同じく平成28年4月1日を考えております。

続きまして議案第12号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。所管課は総務課でございます。概要ですが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正によりまして、関係する条例の規定について整備するものでございます。改正といたしましては、4本の条例につきまして整備条例として改正するものでございます。施行日は平成28年4月1日としております。

続きまして議案第13号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課でございます。概要でございますが、平成28年4月1日から医療法人社団育誠會に地域包括支援センターを委託するに当たりまして、同法人に職員を派遣することができるよう、職員を派遣することができる団体に同法人を加えるものでございます。施行日につきましては事業開始に合わせ平成28年4月1日からとしております。

続きまして議案第14号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課でございます。概要でございますが、報酬額の見直し、新たな附属機関の設置等に伴いまして、別表につきまして所要の改正を行うもの

でございます。内容としましては、新設、先ほど申しました栄町行政不服審査会が新設されますので1件、それから額の見直しが2件、名称変更が1件の計4件でございます。

続きまして議案第15号でございます。あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は環境課です。概要でございますが、雑草等の除去に当たっての課題を解消するため、雑草等の定義について見直しをするものでございます。施行日につきましては周知期間等を考慮いたしまして平成28年5月1日からとするものでございます。

続きまして議案第16号、栄町心身障害児就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例でございます。所管課は学校教育課でございます。概要でございますが、中央教育審議会初等中等教育分科会報告における提言を踏まえまして、栄町心身障害児就学指導委員会の名称を改めるとともに、所掌事務など所要の改正をするものでございます。これにつきましては、施行日は公布の日から施行するというようにしてございます。

続きまして議案第17号、栄町通学区域審議会条例の一部を改正する条例でございます。所管課は学校教育課でございます。概要でございますが、平成27年4月1日からの中学校の統合によりまして、中学校が1箇所になりましたことから通学区域を定める必要がないことを踏まえまして、委員の構成等について所要の改正を行うものでございます。施行日につきましては平成28年4月1日からとしてございます。

続きまして議案第18号、栄町町民運動場及び町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は生涯学習課でございます。概要でございますが、旧栄東中学校の敷地及び建物を千葉県教育委員会に貸借するため、町民栄東グラウンド及び町民栄東体育館について、その公の施設としての位置付けを廃止するものでございます。施行日につきましては平成28年4月1日からとしてございます。

続きまして議案第19号でございます。栄町火災予防条例の一部を改正する条例でございます。所管課は消防防災課でございます。概要でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正によりまして、新たな対象火気設備及び対象火気器具に係る火災予防上安全な距離に関する規定が整備されること等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。施行日につきましては改正省令の施行日と同じ平成28年4月1日からとしてございます。

続きまして議案第20号でございます。栄町道路線の認定についてでございます。所管課は建設課でございます。概要でございますが、道路といたしまして周辺地権者から土地を寄附等され、道路整備が完了したことから、これを町道として認定するものでございます。延長が約96メートルということでございます。

続きまして、議案第21号から議案第26号までが補正予算関係でございます。これにつきましては先ほど申し上げましたとおりでございます。時間がかかって申し訳ございません。金

曜日には作成する予定でございます。

続きまして議案第27号から議案第32号までが平成28年度当初予算でございます。お手元に平成28年度当初予算案についてという資料がお配りされているかと思いますが、予算書につきましては先ほど申しましたが本日の全員協議会終了までにはお手元に届くように今、作成中でございます。概要につきましては申し上げたいと思います。1枚めくっていただきまして1ページでございます。平成28年度栄町一般会計予算でございます。一番上段部でございます。予算規模6億3,595万8,000円で、対前年度比1.6%増の予算となっております。

続きまして27ページでございます。栄町国民健康保険特別会計予算でございます。一番上段部をご覧いただければと思います。予算規模3億7,053万1,000円でございます、対前年度比1.7%増の予算を組んでございます。

続きまして29ページをお開きいただければと思います。栄町後期高齢者医療特別会計予算でございます。上段部でございますが、予算規模が1億9,993万4,000円でございます、対前年度比で11.8%の増となっております。

続きまして栄町介護保険特別会計予算でございますが、その下、29ページ(3)のところでございます。予算規模が1億3,113万9,000円でございます、対前年度比で7.4%の減という形になってございます。

続きまして32ページでございます。栄町公共下水道事業特別会計予算でございます。予算規模が6億5,766万1,000円でございます、対前年度比19.3%の増となっております。

続きまして34ページでございます。上段部でございますが、栄町矢口工業団地拡張事業特別会計予算でございます。予算規模が6億6,431万7,000円で、対前年度比666.1%の増となっております。

以上が平成28年度当初予算でございます。

最後でございますが、お願い等ございまして、栄町防災行政無線ということで、現在、一般競争入札に付すべく準備を進めておりまして、この2月25日が入札予定日でございます。一般競争入札ということでそれなりの期間を設けなくちゃいけないということで、本日の議会運営委員会には間に合わない状況でございますが、業者を決定した後に仮契約を行いまして、2月29日に議会のほうに提出をさせていただければと思っております。これを受けまして、申し訳ございませんが3月1日に再度、議会運営委員会を開いていただきまして日程に追加をしていただければと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。長くなりましたが私からは以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長(藤村 勉君) ありがとうございます。町長提出議案の説明が終わりましたが、質疑等があればお願いをいたします。

[「なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 他にないようですので私からおはかりいたします。

議案第1号から議案第9号までは、いわゆる人事案件ですので、本会議初日の1日に質疑・討論の後、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、他の議案と同様、質疑・討論を行い、本会議初日の1日に採決することに決定いたしました。

次に、議案第10号は、新規条例ですので総務常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございますか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、議案第10号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして、議案第27号から議案第32号までの平成28年度各会計の予算審査につきましては、例年どおり、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございますか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、議案第27号から議案第32号までの平成28年度各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会の設置及び運営方法等につきましては、のちほど事務局長より説明をお願いします。

町長提出議案については、以上のとおりといたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告といたしまして、平成27年12月期分から平成28年2月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨の報告をお願いいたします。

次に、陳情といたしまして、「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」が提出されましたので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告ですが、平成27年11月24日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板への掲示をもって報告に変えるということになっておりますので、配布は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま事務局長より説明がありました諸般の報告については説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、5名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、染谷議員、高萩議員、菅原議員、野田議員、戸田議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりであります。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） 続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。（案）はつけてはございませんが、現時点では案ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

始めに、会期といたしましては、3月1日火曜日、10時に招集されまして、翌週11日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日1日は午前10時から、町長提出議案の提案理由の説明となります。なお、先ほど決定いたしました人事案件につきましては、採決までお願いいたします。

そして、本会議終了後ですけれども、総務常任委員会を開催していただき、新規条例の議案第10号の審査をお願いいたします。翌日の2日は、予算質疑通告に対しての執行部の答弁検討期間ということを考えていたしまして、休会とさせていただければと思います。

次に3日木曜日、4日金曜日につきましては、先ほど決定したとおり、予算審査特別委員会を開催していただきまして、3日は総務及び教育民生常任委員会所管事項、4日は経済建設常任委員会所管事項、それと全体質疑といたします。その後、議案調査のため休会に入りまして、週を明けて一般質問を9日水曜日2名、10日木曜日3名といたしました。そして最終日の11日金曜日ですが、この日は午前中、栄中学校の卒業式であるため、本会議の開議時刻を午後1時30分からといたしまして、議案の質疑、討論、採決、以上のような内容で組みさせていただきました。

なお、先ほど総務課長から追加議案1件、工事請負契約についてということで、予定ですと29日月曜日に送付されるということですがこれを踏まえまして、今の予定ですと1日の開会前に議会運営委員会を開いていただきまして、日程を協議していただくことになろうかと思っております。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第4号まで作成しております。まず、初日1日の第1号をご覧くださいと思います。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明になり

ます。その中で、日程第3、議案第1号から日程第11、議案第9号までの人事案件につきましては、先ほど決定いたしましたとおり採決までお願いいたします。なお、議案第2号から議案第9号までの栄町農業委員会委員の任命についての8件の議案につきましては、関連事項であることから一括議題とし、提案理由の説明をいただくこととして、ご審議いただきたいと思っております。なお、この一括議題につきましては、会議規則第37条、議長は必要があると認めるときは2件以上の事件を一括して議題とすることができるかと規定されております。また、一括議題とした場合、討論・採決は別々に行うことが原則でありますので、そのようなことで、ご審議いただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、先ほどありました議案第10号につきましては、提案理由の説明の後、総括質疑を行っていただいて総務常任委員会への付託となります。

また、日程第29、議案第27号から日程第34、議案第32号までの平成28年度予算については、総括質疑を行い、議長発議によりまして予算審査特別委員会を設置していただき、直ちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思っております。

次に、9日と10日の第2号、第3号につきましては、一般質問の日程となりまして、先ほど申しあげましたとおり、9日、2名、10日、3名という形で組みました。

そして最終日、11日の第4号ですが、先ほど申しあげましたとおり午後1時30分からの開議ということで、町長提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、3番、大野議員、4番、橋本議員をお願いいたします。以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま事務局長より説明がありました会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程は、ただいまの説明のとおりとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 9日と10日ですけれど、9日は10時でいいと思うんだけど、10日3人でしょう。10時というと大抵、2人やって昼はさんでまた午後1時30分からということになるんですが、午後からやれば途中で昼はさまないで全部終わっちゃうんじゃないかと。ついでに言えば、10日、11日午後からにするんだったら9日も午後からでもいいんじゃないかと。こういうような考えを持っておりますが、皆様のご意見を聞いてみたいと思っております。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、松島委員より特に10日、3名となっております、午前中の開会になっています。3名ですと午後から1名という形になると思っておりますので、これを午

後から始めれば全部終わるんじゃないかと。それとあと、最終日も午後からなので、9日も午後からでもいいんじゃないかという意見ですけども、どうでしょうか。山田委員。

○委員（山田真幸君） 僕は別段、このままでも支障はないと思ってるんですが。

○委員長（藤村 勉君） 他の意見、どうですか。大野委員。

○委員（大野徹夫君） 今、松島委員が言われたとおりだと思いますけど、9日はこのままやれば昼間、昼から有効に使えるような気もするんですけども。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 10日は午後からでいい、9日はそのままでいいのではないかといいことですね。橋本委員はどうですか。

○委員（橋本 浩君） そうですね、大野議員と同じで9日このままで10日、有効活用させる意味で午後に終わらせると午後でまとめるという形がいいかと思います。

○委員長（藤村 勉君） 金島委員どうですか。

○委員（金島秀夫君） このままでいいんじゃないかと思うんですけど。

○委員長（藤村 勉君） 今、2人の意見を聞きましたら2対2ですので。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 10日の午後というのは説得力あるんです。9日の午後というのは別に説得力ないんです、ついでだから午後にしましょうか、だけです。2人ですのでおっしゃるとおり、昼前に終わりますので、9日はこのままで10日だけ午後で、それで私はよろしいと思うんですけども。

○委員長（藤村 勉君） それでは今、9日はこのまま、10日は午後からというのが3人いますので、9日はこのまま、10日は午後からの開会にしたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） そのようにしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは、会期、議事日程は、説明のとおりといたします。

続きまして、予算審査特別委員会設置及び運営方法につきまして、事務局長より説明をお願いします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それではお手元の予算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧ください。全体的には例年どおりの内容となっております。本会議初日、1日に総括質疑の後、議長の発議によって設置していただくこととなります。内容等でございますが、議長を除く12名で構成いたします。審査日程は、3日、木曜日に総務常任委員会所管事項と教育民生常任委員会所管事項、4日、金曜日に経済建設常任委員会所管事項といたします。

なお、町長、副町長、教育長及び総務課長、財政課長との全体質疑を、5日、経済建設常任委員会の所管事項の審査が終わりましたら行いたいと思います。審査の方法につきましては、これも例年通り、質疑通告制一問一答、回数制限なし、また、通告以外の質疑を1委員3件以

内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。

予算質疑の通告につきましては、この議会運営委員会終了後、事務室のボックス内に配布させていただきたいと思います。提出期限につきましては、2月29日月曜日の午前10時までという形にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明がありました、予算審査特別委員会設置及び運営方法は、説明のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、予算審査特別委員会の設置及び運営方法は、説明のとおりと決定いたしました。

続きまして、その他ですが、始めに、事務局長から何かありますか。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） その他でございますけれども、3点ほどございます。まず1点目でございますが、去る2月5日に開催されました全国町村議会議長会第67回定期総会の中で、自治功労者表彰が執り行われまして、町村議会議員として15年以上在職し、多年にわたり地域の振興発展に寄与された功績に対し、全国205名のうち、県内で7名の方が表彰を受けられておられます。その授章者の方々は、金島議員、染谷議員、藤村議員、松島議員、山田議員、大野博議員、大澤議員でございます。このことから、議会初日の本会議開会前に、議場で表彰状の伝達を行うこととして、実施させていただければと思います。なお、4年前につきましては、授賞者が1名で議長から伝達していただきましたが、今回は7名のかたが対象となり、なおかつ議長も対象者となっておりますので、後ほど伝達の方法などのご意見をいただければと思います。

2点目といたしましては、このあと全員協議会を開催いたしますが、執行部より8件の議事が出ております。その際に議会事務局の平成28年度予算についての概要を説明させていただければと思います。

3点目につきましては、執行部との懇親会ということで、申し合わせですと6月と12月ということで実施しておりますが、議員の任期が4月30日、それと併せまして執行部の課長職で3月31日付けで退職される6名のかたがおりますので、今のメンバーで行う最後の懇親会になろうかと思われま。そこで4年前も実施いたしました、議会と執行部との合同懇親会を議会最終日11日、金曜日の午後5時30分から金田屋において開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。なお、この3点につきましては、この後開催されます全員協議会のほうで説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より3点の説明がありましたが、議会費の新年度予算と、執行部との合同懇親会については、説明のとおりとしたいと思いますがよろしいで

すか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） それから、全国町村議会議長会表彰の授章者7名の議場における伝達の方法ですが、この件についても説明のとおりでよろしいですか。 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 一人一人にわたすのも時間かかってしょうがないと思いますので、7名は個名だけにして、代表で副議長にわたせばそれでいいんじゃないですか。

○委員長（藤村 勉君） 今、松島委員からそういう意見がありました、どうでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 事務局長、そういうふうな形にしますので、よろしくをお願いします。他に何かございますでしょうか。

[「なし」という声あり]

◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） ないようですので、これで議会運営委員会を閉会とします。

午前9時35分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成28年3月23日

議会運営委員会委員長 藤 村 勉